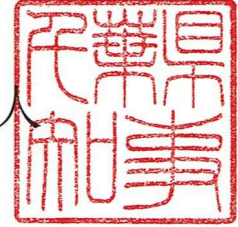


令和 8年 1月13日

PLUS ONE (株)

塚本 裕介 様

千葉県知事 熊 谷 俊



一般 建設業の許可について (通知)

令和 7年 1 2月 2日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事 許可(般一 7) 第 58347 号
許可の有効期間	令和 8年 1月 13日から 令和 13年 1月 12日まで
建設業の種類	

大工工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

左官工事業
屋根工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 12 年 12 月 13 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)